京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例に基づく

自立的地域活用再エネ導入等計画の認定及び導入支援制度を実施しています

京都府では、「京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」（以下「条例」という。）に基づき、中小事業者等による府内での自立型再生可能エネルギーの導入促進を目指し、設備導入に関する計画認定制度を実施するとともに、計画認定を受けた設備導入に対する支援制度（税制優遇（事業税の減免）や補助制度）を行っています。本制度を活用し、事業所における自立型再生可能エネルギーの導入をご検討ください。

計画認定（詳細は京都府ホームページをご確認ください）

申　請　期　間　　随時受付

申　請　方　法　　所定の様式に必要事項を記入し、添付書類を提出

申　　請　　先　　京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課

導入支援制度（税・補助金）

	対象事業①（条例第19条第1項第1号）	対象事業②（条例第19条第1項第2号）
対象者	中小企業者（資本金の額1億円以下）、中小企業等協同組合、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、個人事業者　等	特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、その他知事が定める団体
対象事業	再生可能エネルギー設備と効率的利用設備（蓄電池・EMS）を新設・増設し、自己消費を目的として発電を行う事業 ※自己消費を目的とするため、FITによる全量売電は認められません。	地域住民と協働し、再生可能エネルギー設備を新設・増設し、得られたエネルギーを当該地域で利用する事業
対象設備	再生可能エネルギー設備（太陽光発電等）及び効率的利用設備（蓄電池・EMS等）	再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備は対象外）
支援制度	計画認定に基づく設備導入に際して、以下のいずれかの優遇を受けることができます※1	
税減免	計画認定に基づく設備導入に関する法人事業税・個人事業税の減免 設備取得価額の1／3（上限1,000万円） ※計画認定期間：令和3年4月1日から令和8年3月31日まで	
補助金※2	計画認定に基づく設備導入に関する補助金の交付 ◆再エネ設備として太陽光発電を導入する場合 太陽光発電　5万円/kW 効率的利用設備（蓄電池又はEMS）　補助対象経費の1/3（上限400万円） ※効率的利用設備2種同時の場合、EMSについて、導入費用の1/2に引き上げ ◆太陽光発電以外の再エネ設備を導入する場合 補助対象経費の1／3（上限400万円） ※再生可能エネルギー設備、蓄電池及びEMSの3種を導入する場合は補助対象経費の1／2（上限400万円）	

※1　1事業者につき、認定は1回限りとします。また、当該支援制度は、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)を使用していない京都府以外(国や市町村等)の補助制度等と併用することが可能です。ただし、詳細は各補助制度等の諸条件を確認ください。

※2　以上の内容については令和6年6月17日以降に計画認定を受けられる方が対象となります。同日以前に計画認定を受けた方への補助金については、従前の補助率となります。

※3　補助金については予算の範囲内で実施するため、計画認定を受けたとしても、補助金の交付を確約するものではございません。

※4　詳細については、下記までお問い合わせください。

【お問い合せ先】　京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課

電話：０７５－４１４－４２９８　　E-mail：datsutanso@pref.kyoto.lg.jp

計画認定・優遇制度（税・補助金）フロー

自立的地域活用型再生可能エネルギー導入等計画の策定・申請

京　都　府

自立的地域活用再生可能エネルギー導入等計画の認定

※計画認定期間：令和３年４月１日から令和８年３月31日まで

事業税の減免

補助金

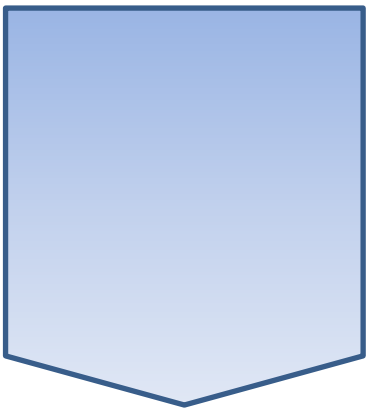

補助金交付申請

交付決定

計画に基づく設備導入・設置完了

事業税減免申請

設置完了報告書

検査

事業税減免額の確定

補助金額の確定

事業税の減免

補助金の交付